

# 住宅新築リフォーム支援事業 Q&A

⚠ 以下 Q&A に記載されていないお問合わせ内容については、政策推進課まで直接お問合わせ下さい ⚠

Q1：補助金の交付対象となる人は？

A1：**本村の住民基本台帳に記録されている人**となります。（但し、転入者は含みます。）

Q2：工事業者の指定は？

A2：**以下のいずれか 1 つ**に当てはまる者となります。

1. 六ヶ所村建設工事入札参加者資格を持っている業者
2. 建設業許可を持っている業者
3. 村内に主な事業所を持っている法人か個人事業者であって、瑕疵保険事業者登録をしている業者

⚠ **つまり村内だけでなく、県内外の業者でも利用可能な制度です！** ⚠

Q3：補助金はどのくらい貰えるの？

A3：**工事内容**（新築なのかリフォームなのか）と**工事の合計金額**によって変わります。

**新築工事**なら…

補助金の対象になる金額の 3 パーセント（ただし最大 100 万円まで）

※建築完了日の時点で、補助金の対象者またはその配偶者が 40 歳未満である場合はプラス 20 万円  
（ただし最大 120 万円まで）

**リフォーム工事**なら…

補助対象工事に係る額に 2 分の 1 を乗じて得た額（ただし最大 **50 万円**まで）

例えば…

補助金の対象額 **80 万円**のリフォームの場合 ⇒補助金は **40 万円**

補助金の対象額 **120 万円**のリフォームの場合 ⇒補助金は **50 万円**

補助金の対象額 **3000 万円**の**新築工事**の場合 ⇒補助金は **90 万円**

Q4：今の受付状況が知りたい。

A4：受付は予算の範囲内で行っておりますので、**受付状況**については**政策推進課**までお問合わせ下さい。

Q5：申請書はどこにあるの？

A5：**政策推進課**（本庁舎 3 F）**窓口**または**六ヶ所村ホームページ**にて配布しております。

Q6：申請書の書き方が分からない。

A6：職員が記入のサポートを致しますので、恐れ入りますが**政策推進課**（本庁舎3F）**窓口**までお越し下さい。

Q7：申請はどこで受付しているの？

A7：**政策推進課**（本庁舎3F）**窓口**または**郵送**にてご申請下さい。

郵送の場合は、以下の宛先にご送付ください。

〒039-3212

六ヶ所村大字尾駸字野附 475

六ヶ所村役場 政策推進課 宛

※**各出張所では申請できません。**

※**申請書の提出には期限があります。**詳しくは政策推進課までお問合わせ下さい。

Q8：いつまで申請できるの？

A8：**毎年度 3月15日までに完了する工事**までが補助金交付の対象となります。

※期日には十分ご注意下さい。

**△ その他のお問合わせ内容については、政策推進課まで直接お問合わせ下さい △**

〈お問い合わせ先〉

六ヶ所村役場 政策推進課 政策推進 G

TEL 0175-72-8136（直通）

FAX 0175-72-2743